

記事

- 貝塚で獣骨のつまった中世土坑、発見(1)
- 史料紹介～貝塚市議会所蔵資料
から見た貝塚の部落.....(2)
- 研究会報告～近世部会(4) 現代部会(5)
- 書評～『新修 大阪の部落史』下巻.....(5)
- 視点～戦後運動史の構想.....(7)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』.....(10)

大阪の部落史通信 9

発行 大阪の部落史委員会

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

貝塚で獣骨のつまった中世土坑、発見

——部落史研究にも重要な示唆——

貝塚市教育委員会では、市営住宅建替工事に先立ち、一九九六年二月より、東遺跡発掘調査（調査面積約九〇〇㎡）を実施してきた。

調査では、明治時代の遺構、江戸時代の土坑・粘土採掘土坑、中世（一五世紀）の集落跡の北端部を検出した。特に、一五世紀の集落では、集落を区画する溝、生活用の井戸、獣骨のつまった土坑を発見した。

中世の集落は、調査区南半において発見した。その内、東部では集落の北限を区画すると見られる溝（長さ一一㍎、幅二・五㍎、深さ二〇cm）、石組の井戸（直径一㍎、深さ二・七㍎）を発見した。溝、井戸からは、一五世紀までの土器が多数出土した。

西部では、獣骨のつまった土坑を発見した。土坑は直径四㍎、深さ三〇cmを測る。土坑の底に灰色土を敷き詰めた後、牛骨を主体とする獣骨を破棄し、さらにその上に周辺に存在する基盤土層と類似した黄色粘土

によって埋められており、明らかに埋めるということを意識していることがうかがえる。獣骨の他に一五世紀までの土器等が多数出土した。また、土坑を掘り下げた後に、その下から獣骨が埋められた小土坑（一〇・九㍎）を二カ所発見し、少なくとも三回獣骨を破棄したことが考えられる。

獣骨の種類は、現在、牛、鹿を確認しているが、洗浄作業の進捗状況から詳細は不明である。

これらのことから、当地では一五世紀までに中世集落が形成され、獣骨を扱う職能集団が存在したことが推察される。

この成果は、部落問題の歴史的研究にとっても、重要な示唆を与えるもので、全国的にみても最大級の価値ある発見であると言える。

◆コメント◆

松井章（奈良国立文化財研究所）

埋蔵文化財センター主任研究官

日本の土壌は酸性が強く、骨のような有機質遺物は残りにくい。それにもかかわらず、本遺跡は粘土質の水分の多い堆積土のなかで多くの骨が出土できたことは極めて重要である。

従来、報告されることの少なかった中世の動物関連遺跡を明らかにできた意義が高く評価できる。中世後期から近世前期にかけて、動物生産にかかわった人々がどのような遺跡を残したのかわかる例は初めてであろう。

この土坑は、動物に関わった人たちの生活がわかる貴重なものである。その理由として、

(一) 日本の遺跡土壌では残りにくい動物遺存体が、粘土の適度な湿度のおかげで腐らずに残った。

(二) 自然には割れにくい部位で割れている。最も堅い部分、上腕骨・大腿骨・中手骨・中足骨などが、半截されていることは、

人為的に解体がなされたことを示している。

(三) ウシがウマに比べて多く、しかも一〇歳以上の老齢が多い。ただし、第三大臼歯が萌出しないう二・三・五歳程度の固体も含まれる。

(四) シカ・イノシシ・スッポンが含まれ、イヌが含まれていないことは、この遺跡に居住した人々の食生活を物語っている。

(五) 付近を流れる流路とその岸の空間を利用した牛馬処理、皮革加工に適した立地といえよう。

以上のような、考古学的所見から本遺跡の価値が高いと言えるだろう。

◆コメント◆

藤本清二郎 (和歌山大学教授)

一 私 は、これまで貝塚市の福原家文書および熊取町の中家文書によって、近世の被差別身分であった麻生嶋村 (現、貝塚市東地区の母体) の形成や生活、差別の状態、岸和田藩による支配方式などを研究してきたが、近世の麻生嶋村は、一六世紀の半ば頃 (中世末期)、現在の円光寺近くに集落が形成され、その後江戸時代を通じて拡大、発展してきたもの

であるとの結論をえた (拙著『近世賤民制と地域社会』清文堂出版、一九九七年二月刊)。

二 今回発掘された東遺跡の遺構は、このような文献 (古文書) による研究の結論を裏付けるものである。考古遺物による年代推定では、遺構の一部は一五世紀のものと考えられており、文献による一六世紀半ば頃の集落の存在という推定がさらに遡る可能性がある。例えば紀ノ川筋の被差別部落の古いものは一五世紀前半に遡ることが知られており (和歌山県の『那賀町史』)、十分にありうることと判断される。

史料紹介

貝塚市議会所蔵史料からみた貝塚の部落

里上 龍平 (大阪の部落史委員会事務局)

史料について

貝塚市議会が所蔵している『村会議事書類綴』(泉南郡麻生郷村島村組合役場) と『会議録及び議決報告書類綴』(貝塚市議会) の中から、部落史関係の史料の紹介をする。

以上の議事関係書は次のようなもの

すなわち今回の発掘は、麻生嶋村は一五世紀代のある時期に、当地へ人々が定着し集落の形成が始まったということを推測させる物的証拠の可能性がある。

三 「牛骨等のつまった土坑」が同時に発掘された事実は、一五世紀の集落形成期に牛や鹿の解体と関わる皮革業が展開し始めていたこと、当集落の人々がこの職業に従事していたことを示唆しており、中世皮革業や中世における人と牛の関わり方について研究を深める有力な手がかりがえられたといえる。なお、当集落住民のこの職業への従事は、草場権

という形で江戸時代に継続するものと考えられる。

四 今回の発掘は、一・二・三が結合している点で、前例のない画期的な発見と断言できる。また今日、近世遺跡の発掘調査も実施されるようになりつつあるが、近世被差別身分の集落に関わる発掘調査は、日本で初めてではないか。確かな成果があった初めての例といえるであろう。

今回の事例をきっかけに、歴史学の文献研究と考古学の発掘調査を結合させた形で被差別部落の歴史や生活を解明することが重要であるとの認識が広まるであろう。

のから成り立っている。すなわち、各年度予算書、決算書 (一九二五年までは精算表)、議案、会議録 (いわゆる速記録ではなく、問答体の要点筆記)、各年度村・町役場事務報告書、工事費内訳書、写真等である。

なお、収集した史料は麻生郷村島村の分は一八九五 (明治二八) 年から一九三一 (昭和六) 年まで、貝塚

町の方は麻生郷村島村組合を合併し一九三一年から一九四五年 (一九四三年からは貝塚市) までである。

島村時代

一八八九 (明治二二) 年の町村制によって近世の島村は近代の行政村としての島村になったが、財政上な

どの理由から隣村の麻生郷村と組合をつくり、組合村会を持ち村行政が執行された。

島村での部落関係施策および事業には次のものがある。

(一) 島村屠場

島村屠場が村営で設立され、島村屠場使用料条例が一九〇六年九月に制定された。それによると使用料は牛馬一頭二円以内、犢(子牛)・羊・豚一頭六〇銭となっている。ちなみに、一九一七(大正六)年度予算では、歳入出総額六四七〇円、歳入のうち屠場使用料五一八円(成馬牛一頭につき一円四〇銭で三五〇頭、犢羊豚一頭につき七〇銭で四〇頭)、歳出は屠場費七五円(守番および掃除費三五円、雑費四〇円)となっている。

(二) 島村塵芥焼却塔新設及運搬夫常設計画(一九二三年度)

同計画の予算額は、歳入として国庫補助金二三八円、府補助金二五二円、繰越金から二六二円、合計七五二円、歳出は汚物掃除費として、雑給三六〇円、備品費三九円、設備費三五三円、合計七五二円となっている。

この計画の提案に当たり、議長(村長)は「第一原案(一九二一年五月

大阪府社会課に申請した)ニ対シテハ御承知ノ如ク島村ハ狹隘地ニシテ、職業ハ下駄表製造ニ付キ藁及竹ノ皮デアリ、廃残ハ道路ナリ溝内ヘ放棄スルガ自然腐敗シ、衛生上有害ト認め該計画シタ訳アル」と提案理由を述べている。当時の部落の実態を垣間見ることができ。

(三) 島村隣保事業

一九二三・二四年度の二年度にわたって、島村隣保事業として、道路修理、溝修理・浚渫、溝縁付が行われた。一九三三年度についてみると、予算は臨時部に計上されて総額二四五〇円、歳入のうち国庫補助金は一九〇円、府補助金は一二六〇円となっている。

(四) 地方改善事業(一九二五年度)

地方改善事業の名称がはじめて出てくる。村道の八路線で道路改修延長工事が行われた。

(五) トラホーム予防費

島村の予算書にトラホーム予防費が計上された最初は、一九二四年度の学校生徒トラホーム予防費の一〇円である。ついで一九二七(昭和二)年度に伝染病予防費(款)トラホーム予防費(項)として五〇円計上されているが、執行されていない。ついで一九二八年度には六〇円計上さ

れ、はじめて府補助金一八円がついている。

なお、一九二六年八月一六日に、融和団体である泉南郡誠和会の主催でトラホーム治療が行われている。

貝塚町時代

一九三一(昭和六)年四月一日、麻生郷村島村組合は南近義村、北近義村とともに貝塚町と合併し、貝塚町の一地区となった。

(一) 貝塚町屠場

貝塚町との合併に伴って島村村営の屠場は貝塚町営となり、使用料条例(牛馬一頭一円六〇銭、犢羊豚一頭八〇銭)が制定された。一九三二年度の決算によると、屠場の使用料三六七円二〇銭(成牛一八五頭、犢八五頭)、歳出三〇五円三二銭であった。

一九三二年一〇月二二日に新しい屠場が竣功した。経費は二〇三五円、主な支出は建築費一六七五円八五銭

屠室などが建設された。

(二) 託児所建築

一九三二年度に地方改善事業として三八七五円の予算(うち一九三七円府補助金)で、本館三八坪の託児所が建築された。さらに一九三七年に増築されている。

(三) トラホーム診療

一九三六年に四七八円の予算(うち府補助金一九九円、府公道会補助金一〇〇円)でトラホーム診療所が開設された。提案理由は、「東区民中患者誠ニ多数、此ノ俣ニナシ置カンカ前途誠ニ憂慮ニ堪ヘサル、区民トハカリ開設」するという。ついで翌年度に木造瓦葺二階建、階上八坪二合五勺、階下一〇坪二合の診療所が元東青年会場跡に建築された(建築費は融和事業施設費として、託児所増築費とともに四〇〇〇円が計上されている。このうち府補助金が一九七〇円である)。

トラホーム予防事業としては、一九四一年一月二日から一週間、大阪府指定トラホーム予防撲滅集団一斉検診(受検者一日平均一〇〇人)、翌一九四二年一〇月二七日には、トラホーム助成市町村治療が行われ、四二二名が治療を受けている。ちなみに、一九四一年会計(決算)

では国民病といわれた結核の予防費が三〇〇円であるのに対して、トラホーム予防費は一三二七円三三銭となっており、いかにトラホーム予防に力が注がれていたかがわかる。

(四) 公益浴場の改築

島村時代の一九二五年に建築された公益浴場は、一九三四年九月の室戸台風で半壊し、さらに翌年六月の大雨で大きな損傷を受けた。そこで一九三六年度に建設費一万三〇〇〇円(府補助金六五〇〇円)で改築された。同浴場は鉄筋コンクリート造平家建六五坪二合三勺であった。

(五) 地方改善応急施設事業

一九三〇年にはじまる昭和恐慌はとりわけ被差別部落に大きな打撃を与えた。政府は部落民救済を名目に地方改善応急施設事業を行った。貝塚町では一九三二年に、国の地方改善応急施設費交付金三五九〇円を受けて、臨時部に三八八四円の地方改善応急施設費を計上した。内訳は道路改良費二七四五万円、下水道改良費一一三九円である。次いで一九三三年度には三五九〇円(金額国庫交付金)が計上された。同じく内訳は道路改良費二五九〇円、下水道改良費一〇〇〇円である。

なお、土木事業として一九三八年

度には用悪水路改修のための九六〇円の予算(うち国庫補助金八〇〇円)が計上されたが、執行されなかった。

(六) 共同作業所

一九三三年度に木造瓦葺平家建の共同作業所の建築が三〇〇〇円の予算(うち府の融和事業施設費補助一五〇〇円)で行われた。共同作業所は全部借地で建物は木造瓦葺平家建、建坪三〇坪であった。

(七) 大阪府公道会泉南支部貝塚町分会

公道会分会の活動は村の行政そのものではないが、準行政として毎年の町の事務報告に記載されている。一九三三年と三六年度については、すでに「大阪の部落史通信」七で紹介したので、ここでは一九三八年と三九年度についてみる。貝塚町分会では「町民融和ハ子供カラ」をモットーに、町内各小学校において講演会と映画会を催している。また高等小学校・青年学校在学者で家計が困難であつて学業に熱心な者に対して、大阪府から教育助成金を交付している。その数は一九三三年度で高等小学校在学者一六名(一人一三円)、一九三九年度で高等小学校在学者一四名(一人一〇円)、貝塚実業専修学校在学者二名(一人一〇円)である。

(八) 同和促進委員会

一九四二年二月二五日に貝塚市同和促進委員会が結成された。「事務報告」は、「十九委員ノ委嘱発合アリ、関係方面ト緊密ナル連絡ノ下ニ、区内各般の事項処理ニ当リツツアリ」と述べている。

そして委員会の事業として、同年七月一五日現在で、各業態別による部落産業基本調査を実施し、今後の施策の上で得るところが極めて大きいものがあつたという。

末尾になつたが、私共の議事録閲覧に際しいろいろと御世話をいただいた貝塚市関係者の方々に厚く御礼申し上げたい。また地元「東の歴史と生活を掘りおこす会」でも議事録の分析を進めておられるので、今後十分な連携を図り、より分析を深めていきたい。

研究会 近世部会
報告 一九九六年九月二日

最初に寺木伸明(桃山学院大学)より「近世における箕面市域の非人番について」報告があつた。報告要旨は以下の通りである。

一、箕面市域の非人番に関する史料

の初見は享保一一(一七二六)年であり、以降、兼帯も含め、各村にほぼ置かれていく。

二、大坂町奉行所↓天満長吏↓(在小頭)↓在村の非人番という支配系統と、京都町奉行↓悲田院年寄↓水尾村の小頭↓在村の非人番という系統がある。

三、非人番の役目は、「盗賊非人政道」であり、盗賊の取締りと野非人・「乞食非人」の排除にある。

四、非人番給が支払われるとともに、住居が与えられていたと推定できる。

五、小百姓と「身分相分り候様」儉約令が出されたり、非人による村役人や容疑者への横暴が訴えられている。

六、百姓・穢多と別に番非人(文政六年から一橋領では番非人で統一)として別に統計・記録されており、明治初年の一橋領全体の身分別統計にも、番非人として出てくる。

この報告を受けて非人番の概念をめぐって議論された。非人番を本来的には、①農村の自立的生活を自律的に解決するために設置されたものとする意見と、②農村支配のため権力的に(制度的に)設置されたものとする意見に分かれた。この違いは、

非人番の史料上の初見を貞享年間まで遡らせうるのか(②)、元禄期と見るのか(①)の差にもつながら、「非人番即非人身分とはいえない」という①の立場からの問題提起ともかわり、議論を深める必要がある。

研究会
報告

現代部会
一九九六年二月七日

最初に福原宏幸(大阪市立大学)より、部落民や在日韓国・朝鮮人が主要な担い手である「昭和四〇年代の大阪履物製造業の動向」について報告された(『大阪社会労働運動史』五巻に論文収録)。

その主な点は以下の通りである。革靴製造業とケミカルサンダル製造業の二つの製造業の共通点として、①婦人物中心の生産(流行に左右されやすく、多品種少量生産で製品の売れ行きが大きく変動し企業の安定が確保しにくい)、②生産量(額)は急増したが規模拡大せず、中小零細企業が創業と廃業を繰り返し産業として存続、③担い手は特定地域内(浪速・西成・生野)のマイノリティ集団に限定(これらの産業が歴史的に地域の人々の生活基盤であったし、他方で差別により外部の労働市場に出にくい人々に労働供給源を求めた

ため)、の三点があげられた。

しかし、昭和四〇年代には革靴製造業では部落内の新たな就労が進まず、代って部落内の在日韓国朝鮮人が新たに担い手となっていき、ケミカルサンダル製造業では人手不足を多くは在日韓国朝鮮人の中の下請け業者や内職への労働加重としてカバーせざるを得なかった。四〇年代末には商品市場の飽和化が始まり、一

書評

『新修 大阪の部落史』下巻

小山 仁示 (関西大学)

長い文章の一部分を他人が抜き出すと、執筆者の本意を損なう場合が多い。それを承知の上で、本書に収められた近代七編、現代五編の論文の中から、大阪の近現代部落史研究の課題・視角を示唆する文言を抜粋してみよう。

朝治武氏は、「大阪・西浜における水平運動」の「はじめに」の部分で、「府県および単位水平社に即した研究視点と方法論が必要」と述べている(二一四〜二一五頁)。

布引敏雄氏は、「大阪の融和運動・融和事業」の「はじめに」の中で、

層層しい状況が続いている。

報告に対して、生野でのケミカルサンダル製造業成立の歴史的経緯や革靴製造業の将来性、部落内企業の労働条件等について議論がかわされた。(あわせて「ごみ処理事業の技術と労働——昭和三〇年代の大阪市——」『大阪社会労働運動史』四巻、も読みたい。)

「昭和戦前期の融和運動・融和事業を全面的に否定」するのは「事実の検証を欠いた評価の先行」であると批判している(二六二〜二六四頁)。

渡辺俊雄氏は、「戦後の部落解放運動史」の「一 多様な運動と組織」の中で、「戦後の解放運動は、水平運動の歴史と伝統だけを受け継いだのではなく、部落によって改善運動や融和運動など、さまざまな歴史と伝統をも継承して出発した」と述べている(四〇六頁)。

このような問題意識ないし指摘

は、きわめて重要である。そこでまず、三氏の論文をみていこう。

朝治氏は、単位水平運動史研究の対象を西浜に設定した。このことは、巨大都市大阪の大規模部落である西浜地区の史的分析にもつながる。本書では、朝治論文よりも先に、福原宏幸氏の「水平社創立以前の仕事と生活」が掲載されていて、『部落台帳』や人口統計などを使って西浜地区の明治・大正期の変容を説明している。これを読んだあと、朝治論文の冒頭部分(二一六〜二二四頁)に接することによって、近代の西浜地区の概略が鮮明となる。いや、本書をひもといて、真つ先によむべきは、この朝治論文というべきかも知れない。まさに「水平運動成立の諸前提」のみごとな叙述である。

次いで、朝治論文は栗須七郎と初期西浜水平社、そしてボル派、「徹底」の「紮弾闘争・社会的」の「紮弾闘争・人民融和的」の「紮弾闘争・挙国一致的」の「紮弾闘争、経済更生会、同和運動への合流、人物も沼田嘉一郎・北井正一・松田喜一、等々、戦前・戦中期の多彩な動きを達意の文章でいきいきと描いている。朝治氏の「大阪・西浜における水平運動」は本書の大きな収穫であるだけでなく、歴

史叙述の模範を示していると思う。

ところで、ここ一〇年来、戦時中の水平運動・融和運動史の研究が深化した。融和運動史の分野では、布引氏の『融和運動の史的分析』（明石書店、一九八九年）がその代表的なものである。この布引氏が本書に「大阪の融和運動・融和事業」を執筆した。「事実の検証を欠いた評価の先行」を激しく批判し、「被差別部落の民衆にとって現実的に役に立つ運動・事業であったかどうか」を判断基準とする布引氏が大阪を研究対象としたことは、大阪の部落史にとって大きな力である。

布引論文は力作である。社会事業先進地大阪の地方改善事業（融和事業）の諸相を明らかにすべく、あくまでも資料に依拠しつつ、分析を進めている。二八二頁の「表3 大阪府の地方改善事業」は『融和事業年鑑』各年版から作成されたものだが、同年鑑のいささかややこしい記述が正しく整理されている（ごく細部に注文があるが、それは問題ではない）。この程度の仕事は、布引氏ほどの研究者にとってはなんでもないことであろう。しかし、簡単にみえる表ひとつ作るのにも、細心の注意が必要な例としてあえて触れた。本書

収録の他の論文の中には、「細心の注意」を欠いた表・図がいくつか存在するのである。二七一頁の「戦前の部落解放運動と行政の関係概念図」にも、布引氏の苦心が推察できる。

「社会事業と融和事業」「改善と融和の用語概念」など、一行一行に意味がある。布引氏の考えがある。自信をもって到達した結論と察するが、議論の生じるところでもあろう。

一般に、関西地方の融和団体は、大正後期に行政の手によって、府県単位で続々とつくられた。大阪だけがなくて、一九二八年二月に至って大阪府公道会が設立された。この間、大阪府内では郡単位で泉南郡誠和会（一九二四年設立）などが誕生して、改善事業に取り組んでいる。都市スラムと貧民を多くかかえ、社会事業先進地の大阪であるがゆえに、全府的規模での被差別部落だけを対象とした施策がたちおくれたのである。また、水平社との競合を回避した姿勢もうかがわれる。私としては一九二五年二月全国融和聯盟創立、同五月全国融和事業大会、同九月中中央融和事業協会開設から、ついに一九二八年四月に融和促進に関する内相訓令が発せられるという中央政府の動向を受けて、大阪でも府単

位の公道会設立となったこと自体に注目したい。府は誠和会をまず町村単位、次いで郡単位、その上で府全体の組織をつくる方針であったというが、一九二三年四月に自治体としての郡制が廃止されており、一九二

『新修 大阪の部落史』下巻

もくじ

近代部落史研究の現状

秋定 嘉和

〈近代〉

「解放令」前後の部落

北崎 豊二

水平社創立以前の仕事と生活

福原 宏幸

水平社創立以前の教育と部落

吉原 智博

水平社創立後の仕事と生活

三原 容子

大阪・西浜における水平運動

朝治 武

大阪の融和運動・融和事業

布引 敏雄

水平社創立後の融和教育

湯浅 孝子

〈現代〉

戦後の部落の概況と研究の現状

渡辺 俊雄

部落の実態変化

——高度経済成長を中心に——

石元 清英

戦後の部落解放運動史

渡辺 俊雄

戦後・同和行政の変遷

金井 宏司

戦後・同和教育のあゆみ

中野 陸夫

索引

六年七月には行政機関としての郡長・郡役所も消滅した。この面からも、府が融和運動の前面に出る必要が生じていたと私は思う。

このあと、都市融和事業の開始、経済更生会の設立、部落厚生皇民運動、水融提携と歴史は変転するが、布引氏は「経済更生会は部落民衆の生活擁護のためにアジア侵略の片棒をかついだ」が、それは「部落民にとって役に立つ組織」であり、「部落改善運動の域をぬけて差別解消をも視野に入れた運動となるべきものであったし、「戦後の行政闘争の基盤となった」と評価する。歴史の評価とはむずかしいものである。布引氏のいうとおり、「事実の検証」を続けよう。なお、文末にこの論文では「行政文書を史料として利用できなかったこと」が「最も残念」と記されている。近き日、行政文書を駆使した同氏の研究成果が公刊されることに大いに期待したい。

和運動もひっくりくるめ、それぞれの意義や限界を含めて、戦後の解放運動は受け継いでいる」と判断している。正当な指摘だが、議論を呼ぶのではなからうか。組織的に直結していても、水平社の伝統を意識的に継承したからこそ、部落解放同盟の各地域支部の戦闘性が発揮できたとの共通理解の上で、「さまざまな歴史と伝統をも継承して出発した」ことを確認する必要がある。なお、渡辺論文は「事実、泉南地方では戦前に水平社については組織されなかったが、それを代位するかのようになり活発に融和運動が組織されており、戦後は初期から青年同盟の影響も認めることができる」と、布引論文を引き継いだ形になっている。

* * *

三氏の労作に中途半端に触れたにとどまったが、私としては本書を読んで大いに勉強になった。石元清英氏の「部落の実態変化―高度経済成長期を中心に―」は部落の大きな変容を明確にし、全体の序文にあたる秋定嘉和氏の「近代部落史研究の現状」は、大阪の近代部落史に関する研究文献をコメントつきで紹介している。その他、すべての論文が部落史の勉強を始めたばかりの私にとって有益であった。部分的には納得できない箇所も多い論文にも、教えられるところが多かった。なお、辛末に「しんみ」と三箇所でルビをつけるような不注意は困る。執筆者の多

<p>視点</p> <p>戦後運動史の構想</p> <p>渡辺 俊雄 (部落解放研究所)</p>

くが「大阪府下」「府下」と表現しているのは、いかがなものか。一般紙は「大阪府内」「府内」と書く。御一考願いたいものである。

一、松下圭一『日本の自治・分権』

松下圭一さんの『日本の自治・分権』(岩波書店、一九九六年一月)はこれからの自治・分権や市民運動のあり方、情報公開に関する提言など、多くの提言をしているが、本書で松下さんは、今日になって自治・分権が大きな議論になっている背景には、近代化という工業化・民主化の日本なりの成熟があるという。松下さんは、これを「都市型社会への移行」とも呼んでいる(一六頁)。

一九六〇年から七〇年代にかけて、日本の社会はシビル・ミニマムの量充足の段階であり、そこでの保守・革新の対立は「国直結の産業開発」(保守)か「市民参加による市民福祉」(革新)かにあり、市民運動は多くの革新自治体を実現した。

一九八〇年代になってシビル・ミニマムの量充足の見通しが立った段階で、革新自治体はその役割を終えた。一九九〇年代の今、シビル・ミニマムの質充足の時代であり、そこでは市民自治という発想が重要となる。市民自治とは「自治から出発する市民運動を土台に、自治体改革をとおして、日本の教育、行政、政策、制度、ついで社会科学を官治・集権型から自治・分権型に転換」(二二頁)することである。

今日状況を、松下さんのように「都市型社会への移行」「都市化」と呼ぶのがいいのかどうか疑問があるし、一九六〇年代・七〇年代の市民運動を「モノトリ型の市民運動」と

表現するのが適当かどうか、議論もあるだろう。そもそも、松下さんの議論に登場する「市民」あるいは「市民運動」は理念型であってキレイすぎる、と言う批判もある。

そうした批判は承知しているが、大きな流れとして日本が市民社会へと進んでいることは事実だろう。松下さんの議論をふまえて、戦後の部落解放運動の歩みや今日の課題を検証してみる価値はあるだろう。

二、戦後の運動史をどう見るか

／一九四五年～五〇年代／

松下さんの本ではほとんど検討の対象外になっているが、敗戦後から一九五〇年代にかけての解放運動は、大阪の部落史では大きな意義を持つ。おそらく『大阪の部落史』史料編・現代（二巻）のうち一巻は、この時代を対象とすることになる。

この時期、まだ「市民運動」という概念が成立する土壌がなかったから、運動したい政党からの支配、行政への依存など、限界や不十分さを抱えた運動であったことは否定できない。

しかしそれでも、この時代なりに光る理念や運動があったはずであ

る。できるだけ地域に即した動き、青年や女性、生活改善運動などの資料を拾い、その意味を考えてみたい。五〇年代後半から始まる大阪市内での住宅・教育・生業資金などを求めた運動や、朝日新聞社への糾弾から人権週間の連載記事掲載、週刊朝日の特集企画は、そうした運動の経験のうえに登場する。

ところで大阪府域では、一九六一年に水本村が寝屋川市に合併したのを最後に、町村合併がほぼ終わる。戦後の部落の変貌という時、私自身も主に高度経済成長前後の実態の変化を念頭に置いてきたが、今後はそれと同時に、町村合併の持つ意味を考えていきたいと思っている。

／一九六〇年代／

一九六〇年代に入ると、さまざまな階層の市民運動が活発になる。その背景として拙稿「戦後の部落解放運動史」（『新修 大阪の部落史』下巻）では、主に高度経済成長（あるいは経済大国化）の矛盾の拡大が市民の各層に広がっていったことを指摘したが、松下さんのように六〇年代の市民社会の成熟という視点を持つてはいなかった。

市民社会の成熟とは全般的な学歴

の向上と市民としての自治訓練の蓄積（一五七頁）だとすれば、部落解放運動ではその学歴と（組織労働者としての）訓練において大きなハンディを持っていた。

そうした部落解放運動ではあったが、あるいはそうした特異な位置になる運動であったがゆえに、一九六〇年代の部落解放運動は多くの人を引き付ける魅力を持っていた。

その魅力とは、なによりも地域の要求を掘り起こし、ムラのおっちゃん、おばちゃんから子どもを含めた大衆的な運動を組織していたことだろう。住宅や道路建設、学校や保育所の整備など、具体的な成果を目の当たりにし、解放運動の実力に驚いた。シビル・ミニマムの量の充足を徹底したわけである。そうした闘いの成果を、同和事業促進協議会という組織で民主的に管理するという発想も新鮮だった。

ただし、現実にはそうした運動の発展が一九六〇年代初めからすぐに起こったわけではなく、一九六五年の「同対審」答申がきっかけとなっていることを考えれば、戦後の部落史の時期区分は一九六五年に設ける方が適切ではないかと考えている。

／一九七〇年代／

一九七〇年代、部落問題の上では同和对策事業の進展によって、シビル・ミニマムの量の充足が進んだ。その意義は、大きい。

まず第一に、部落の実態が大きく改善されたことである。

第二は、そのことを通して部落の階層構造、あるいは住民の意識の面でも、すでにあつた多様性がさらに進んだことである。

第三に、その事業を実施する過程で、住民の自治という観点からも貴重な経験をした。つまり、総合的な街づくりに関して、学者などの協力を得ながら自ら対案を出し、行政にも地域との協議・合意を抜きに事業を進めない原則を確立した。おそらくこの意味で、市民運動が部落解放研究所という研究機関を持ったことの意味は大きい。

第四は、「反部落差別」「反差別」という要求をきっかけにして、松下さんが言う「政治・行政への市民規範の導入」（二二頁）を実現してきたことである。後に同和对策室が人権啓発室に拡充あるいは発展したり、同和教育推進協議会が人権啓発推進協議会へ発展していく。

第五に問題は、そうした部落解放

運動の発展のなかで、次の運動の発展を見越した新しい質を獲得できたか、ということである。

一九七二年、大阪府連は第二〇回大会で、他の都府県連に先駆けて「組織の質的転換」を提唱した。一九六〇年代のなかば以降、全国でもっとも徹底して要求闘争を組織し、要求を実現させてきたからこそ、質の充実という問題意識もいち早く生まれ、たことは否定できない。

しかし、その場合の組織の質的強化の内容は、主として社会科学で理論武装する、つまり階級意識の強化であり、そのようなものとして意識性・組織性を強めるという意味合いであって、松下さんが指摘するようなシビル・ミニマムの質の充実とか、そうした社会を実現するための市民運動としての新しい質、市民自治という資質を獲得するといった問題意識は、少なくとも私にはまったくなかった。

また、部落出身者のモデルは依然として水平社時代の部落民像であり、『破戒』の丑松は否定的な人物であり続けたし、部落の外に積極的に打って出て市民社会のなかで生きていく新しいモデルが意識されていたわけでもなかった。

／一九八〇年代、九〇年代／

一九八〇年代に入り、部落解放運動は「第三期の解放運動」を提唱し、部落解放基本法の制定や自治体での条例・宣言の闘い、反差別国際運動の結成(国連でのNGO登録の実現)など、これまでとは違った新しい目標を設定した。しかし、運動の質という点から見た時、部落解放運動は変ったのだろうか。

松下さんは、市民文化をどうつくるかという問題を提起し、市民文化とは自治思想プラス市民訓練のことだとしている(一三〇頁)。とすれば、部落解放あるいは部落差別のない社会を市民の文化として、あるいは「市民自治」としてどう実現していくのかという発想をもっと持っていないのだからと思う。そして、それこそが、第三期の部落解放運動の課題ではないかと思う。

松下さんは、市民活動の条件として賃金の上昇、シビル・ミニマムの量充足、その結果としての教養と余暇の拡大を上げている(一五三頁)。今、部落解放運動あるいは部落の実態に、上記の市民活動の条件として欠けているものは、基本的にはない。しかし、部落解放運動のあり方、あるいは組織の現状は、基本的に行

政への要求闘争であり、そのための要求組織(悪く言えば、圧力団体)という性格を脱皮できていないように思う。松下さん流に言えば、運動と組織を「文化化」すること、言い換えてもいいかもしれない。

そうした新しい芽ぶきは、『ヒューマンライツ』の「部落解放運動は今」の欄で紹介されているように、各地で徐々にではあるが出てきているのだろう。しかしまだ、全体として転換しているわけではない。部落解放運動の第三期は、提唱されて一〇年立つが、まだ実現していない。

三、大阪的な特徴とは

以上のような概観を踏まえて、最後に大阪に特徴的な解放運動のあり方をまとめておく。

① 大規模・都市型の部落が多く、人口の流出・流入、混住が激しいことに規定されて、旧来の水平社型の差別的怒りをバネにする解放運動が組織しにくかったこと。

② 反面、徹底して部落の住民の要求を組織化したこと。そのことが、曲がりなりにも、解放運動が市民運動として形態をもった。こうした運

動を「モノトリ」だという批判は、当時から解放運動のなかにもあった。それは大阪の部落が置かれた条件に規定されていたと同時に、京都の朝田善之助に対する大阪の松田喜一という、指導者の個性にも関するかもしれない。

③ こうしたシビル・ミニマムの量の充足を早急に実現していったからこそ、質への着目も他府県に比べて早かった。

④ 「同対審」答申以後の路線対立のなかで、他府県ではほとんどの共産党員が正常化連に走ったのに対して、大阪の解放運動にはかつての共産党員の「部落派」が残った。全国的に見れば早い路線の修正(組織の質的転換)が提起された背景の一つには、こうしたことがある。

⑤ また上田選挙を通して、青年層を育成し、比較的スムーズに世代交代も実現し、大阪の解放運動をになつてきた。同時に、上田選挙は部落の企業者を組織した闘いでもあった。大阪の解放運動が地域ぐるみの運動として発展した。

⑥ そして大阪の部落解放運動は、人権という分野での「政策の開発」に実績を積み、さまざまな限界はあれ市民運動、市民自治という芽

ばえがそれなりにある運動ではないか。

こうした特徴が、『大阪の部落史』

史料編・現代で表現できればいいと考えている。

図書紹介 『被差別部落の民俗伝承 大阪』

葬式と白のフォークロア

松原 右樹 (大阪府立伯太高校)

葬式の色というと黒を思い浮かべる人が多いが、本来それは白であり、喪服も白であった。その伝統的な習俗が近年まで府内の被差別部落にはつきりと残っていた。和泉地方でも、死者に白い着物を着せ棺に納め、棺を白木輿しらきこしのせて野辺の送りをする。男は白い袴かみしもと袴はかま、女は嫁入りの時にも使う白無垢むく、もしくはカツキという白い布を頭からかぶり、草履ぞうりの鼻緒はなおにまで白紙を巻き結び、白づくめのいでたちであった。

野辺送りに白一色の装束で参列することは、昔は当たり前であった。

例えば『義経記』の「秀衡死去の事」には、「若君も判官殿と同じ様に白衣を召して、野辺の送りをしたまへり。」とある。また、葬列に連なる白装束の女性を、岡山県御津郡などではシロドモ(白伴)、長崎県島原地方では、女性が白衣をまとい綿帽子で

顔を覆い包むことをシロギン、長野

県諏訪・佐久地方では白い半襦袢のようなもの

をシロ(またはイロ)と称して用いる。シロは忌詞いみことばとされ、

反対のイロと呼ぶ習俗は多い。「色直し」というと、白を直すことで、結婚式でも用いる言葉である。

葬式の白はこのほかにも見られたはずである。かつては、死者を弔う

白い旗が幾いく旒りゅうかためき、白張提燈しらはりちようちんもあつた。『夜明け前』の第二部に

は、「高く掲げた一對の白張提燈を案内にして、旧庄屋の遺骸がその後

に続いた」と描かれているのが参考になろう。

死者の顔にも白い手布たなをかぶせるが、これも柿本人麻呂が妻の死を泣

き悲しんだ歌「白妙しろたへの天領巾あまひれがく隠り

……」(万葉卷二一一三)に見えるように、妻の遺体に呪力ある白いヒレをかぶせることと同じ意味があつ

たと考えられる。

では、なぜこれほどまで葬礼に白

が必要だったのか。それについて、

高岡功は、「会葬者が白い着物(色もの)を着るのは、死人には白い着物を着た人しか見えないからだといわ

れている。」(『高志路』二二四号)という興味深い民俗事例を報告している。

一方、白は誕生の色でもある。『紫

式部日記』などを見ても、中宮彰子の出産には白い産室が用意されてい

る。有職故実ゆうしやくこじつによると、王朝時代の出産は、一切を白装束、白づくめに

改めた白い空間を必要とし、畳のへりには白布、ふすま、障子、唐紙な

ども白一色に紙がはりめぐらされた。中山忠親の日記『山槐記』の治

承二年(一一七八)十一月十二日の条に、中宮徳子の産所奉仕に触れて、

「女房皆ことごとく白装束しろまを著る」(原漢文)とあるように、産所での当色とうしきは白と定められていたわけであ

る。

生と死とは、ともにあの世とこの世との靈魂の去来きらいにほかならない。

魂の去来が白という色のもつで行なわれなければならないのであ

らう。死から生へのウマレキヨマリで有

名な「白山行事」でも、白い建物の中に籠るが、これも白のもつ再生の呪力に期待したものであつた。

研究会・日程

古代——三月二日(土)午後二時

「考古学からみた支配層の成立過程」……積山洋

近世——四月二六日(土)午後二時

「箕面の近世部落の成立と変遷」……寺木伸明

近代——三月二日(土)午後二時

「書評／『新修 大阪の部落史』下巻」……小山仁示

現代——三月二八・二九日(金・土)

「史料編・現代の第一次案の検討」

